

南ア監第10-11号

令和2年10月27日

請求人

殿

南アルプス市監査委員 望 月 健 二

同 野 田 正 貴

同 花 輪 進

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和2年9月25日付けで受け付けた住民監査請求（南アルプス市職員措置請求）については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

1 請求の要旨（原文のまま記載）

私共が令和2年2月に南アルプス市に公文書公開請求して入手した市作成の「広河原山荘新築工事実施設計及び各種許可申請用添付資料・図面等作成業務」にて建物実施設計費用に明らかな水増しが確認された。

この水増しによって、市は、4,731,040円の損害を受けている。この損害額を市長は市に支払い補填することを要求する。

尚、上記の実施設計は平成29年10月に契約されており、通常の住民監査請求期限を過ぎているが、私共が事実を知り得たのは、本年2月の公文書公開によるものであり、最高裁判例による「特段の事情がない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て当該行為の存在及び内容を知ることが出来たと解される時から相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」に該当します。また、広河原山荘新築工事は現在中断しており、この点からも住民監査請求に該当すると考えます。

2 監査委員の判断

(1) 法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財

務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定している。

また、同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定している。

(2) 法第242条第2項本文は、執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当のものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。しかし、当該行為が住民に隠れて秘密裡にされ、一年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くことが相当でないことはいうまでもない。

そこで同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為の終わった日から一年を経過した後であっても、住民が監査請求を行うことができるものとしたものである。したがって、当該行為が秘密裡にされた場合、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て当該行為の存在及び内容を知ることが出来たかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかによって判断すべきといわなければならない。(昭和63年4月22日最高裁判決)

(3) 住民に要求される相当の注意力の程度とは、前記のような法第242条第2項の趣旨からすれば、マスコミによる報道や普通地方公共団体の広報誌によって受動的に知った情報等だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であればだれでも知り得る状態に置かれた情報については、情報公開条例に基づく公開請求をするなどして、積極的に調査することが要求されるものと解するのが相当である。(平成16年5月14日大阪高裁判決)

(4) 請求人は、令和2年2月の公文書公開により事実を知り得たことが特段の事情であり、正当の理由があることから、本請求は適法であると主張している。

(5) 本件監査請求にかかる「広河原山荘新築工事実施設計及び各種許可申請用添付資料・図面等作成業務」(以下「本業務委託」という。)については、平成29年10月5日に委託契約が締結され、平成30年1月29日に減額変更契約、平成30年10月30日に工期延長と延長分の労務費増の変更契約が締結されている。

(6) 法第242条第2項本文の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求することができない旨定めているが、あった日とは一時的行為のあった日を、終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日を意味する

ものと解するのが相当であり、当該行為が外部に対して認識可能となるか否かは、同項本文所定の監査請求期間の起算日の決定に何ら影響を及ぼさないというべきである。

(平成14年9月12日最高裁判決)

(7) 契約の締結行為は一時的行為であるから、これを対象とする監査請求においては契約締結の日を基準として同項本文の規定を適用すべきである。

(8) 本業務委託契約については、平成29年7月25日に広河原山荘建て替えに関する記事が山梨日日新聞に掲載され、その計画については住民に周知がされており、平成29年10月5日の委託契約締結の後、平成30年1月4日から市のホームページに随意契約結果として公表されている。

市の行為は、秘密裡に行われてきたものではなく、相当の注意力をもってすれば、本請求の契約行為の存在及び内容を知ることは十分可能であったといえる。

さらに、令和元年9月5日の市議会代表質問において、ほぼ同主旨の内容で論議がなされており、その状況について当事者として熟知している人が請求人の中に居ることから、住民監査請求期間内に知り得なかったとは到底言い難い。

(9) 本件監査請求は、契約締結のあった日から1年以内にこれをしなければならないところ、請求人は、その日から1年を経過した後に監査請求をしたのであり、本件監査請求は、請求期間を経過した後にされたものであるというほかはない。そして、請求人は監査請求期間を過ぎた令和2年2月に本件業務委託の存在及び内容を知ったというのであるから、その日を基準にしても7箇月経過後にされた本件監査請求には、法第242条第2項ただし書の所定の正当な理由もないことが明らかである。(平成14年7月16日最高裁判決同旨)

(10) 請求人が主張している工事が中断していることについては、本件監査請求にかかる財務会計上の行為とは関連性はなく、請求理由とはなり得ない。

(11) 以上から、本件監査請求が請求受付日の一年を経過する以前に本件契約を知り得たことは明らかであり、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」があるということとはできない。

よって、本件監査請求は、法第242条に定める要件を具備していないことから、適法な住民監査請求に該当しないため却下する。